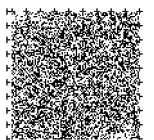


令和 8 年 7 月 6 日

令和 8 年度 第 2 回

世田谷区障害者施策推進協議会



午後 6 時30分開会

○障害施策推進課長 それでは、定刻になりましたので、会を始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和8年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は、事務局を務めます障害施策推進課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員の欠席ですが、高次脳機能障害者と家族の会、玉川医師会から御欠席の連絡をいただいております。委員28名のうち、過半数を超える方に御出席いただいておりますので、本日の協議会は成立しております。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、部会長より御挨拶をお願いいたします。

○部会長 皆さん、こんばんは。部会長をさせていただきます。雨の中、遅い時間に御参加くださり、ありがとうございます。今日もまたよろしくお願いいたします。

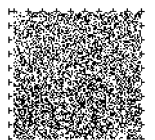
私は、事前に送っていただいた資料を拝見していて、世田谷区はいろんな事業を本当に着実に前に進めているなというふうに思いました。これはやっぱり立場の違いとか、組織の違いを超えて、とてもいい連携ができているからだと思った次第です。今日も皆様の御協力、連携で、どうぞよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 ありがとうございました。

続いて、障害福祉部長より御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長 皆様、こんばんは。障害福祉部長でございます。

本日は、お忙しい中、また雨が降っている中、お集まりいただきまして、またオンライン参加の方も含めてありがとうございます。



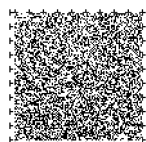
今回の協議会につきましては、前回に引き続きまして大きな検討事項が2つございまして、せたがやインクルージョンプランについてと世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正についてが大きな議題になるかと思います。プランにつきましては、中間まとめということで冊子の形にして、急に分量が増えて、皆さん、えっという感じもあるかもしれませんがけれども、ちょっと細かいところも含めて皆様方の御意見をお伺いしたいということと、条例につきましては、具体的な条文の改正案は、まだ庁内でも条例改正について、法規係という条文チェックみたいなところと同時並行で今やっていますので、当然これで決定ということではなくて、そういったことも含めて皆さんの御議論をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長　続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。最初に、次第でございます。続いて、資料1、せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー（中間まとめ）についてです。続いて、資料2、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の一部改正素案（たたき台）に向けた検討についてです。続いて、資料3、せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの令和7年度実績の報告等について、資料3－1から3－3もついております。続いて、資料4、令和7年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和8年度取組み予定についてです。概要と本編とあります。最後に、今回の資料への質問・意見用紙、令和8年度第1回議事録と終了後にいただいた意見をお配りしております。

配付資料の中で何か不足等はございますでしょうか。

○委員　資料2がないです。

○障害施策推進課長　少々お待ちください。大変失礼いたしました。ほかは大丈夫でしょうか。



○委員 視覚障害なので事前にメールをいただいておりますけれども、メールでいただいたデータのほかに今日追加資料はないということでよろしいでしょうか。

○障害施策推進課長 ございません。

○委員 僕の机上には何もなかったので、ペーパーの必要がないと申し上げたので、それで僕だけないのかと思いました。

○障害施策推進課長 いえいえ、すみません。

○委員 じゃ、メールのものと同じということですね。

○障害施策推進課長 同じでございます。

○委員 承知しました。ありがとうございます。

○障害施策推進課長 よろしく願いいたします。

それでは、いつものことなんですけれども、御発言の際のお願いがございします。今回もオンラインを併用しての開催となりますので、会場参加の委員の皆様も必ずマイクを使用して御発言をお願いいたします。

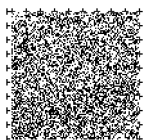
それでは、ここから進行につきまして部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○部会長 では、本日の議題に入っていきます。

まず、せたがやインクルージョンプラン（中間まとめ）についてということで、障害施策推進課の課長から御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、資料1、冊子を御覧ください。分厚い冊子になってございます。

早速、御説明ですけれども、おめくりいただきまして、まず基本理念がございします。前回と同様、選択というところで「障害のある人もない人も お互いの人格や個性を尊重して 住み慣れた地域で支えあい 選択した自分らしい生活を 安心して継続できる社会の実現」ということで理念としております。



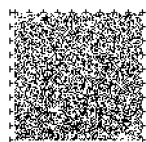
次のページは、「はじめに」で区長の挨拶文を掲載予定でございます。

次のページをめくっていただくと目次がございまして、めくっていただいて第1章「計画の策定にあたって」ということで、令和9年度から令和11年度の計画策定に当たっての障害者権利条約の批准に向けた障害福祉の制度改革や共生社会の実現に向けた法制度の変遷を大きく捉えるとともに、計画策定の趣旨や計画の位置づけ等の基本的な事項を定めるとしております。

めくっていただいて、計画策定の背景というところで追加した項目につきまして、3ページ目の令和7年6月の手話施策推進法施行と令和8年4月の高次脳機能障害支援法施行を入れてございます。あとは御覧いただけたらと思います。

7ページ、2番目の計画の趣旨、位置づけ等というところで、(1)趣旨でございますけれども、令和9年度から3年間の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等のサービス料等を定めます。発達障害支援基本計画については、今回も包含ということで推進してまいります。(2)計画の位置づけは次のとおりということで、障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画というところで位置づけをしております。期間は記載のとおりで、8ページの(4)各計画との関係、(5)計画とSDGsとの関係については御覧のとおりです。10ページの(6)計画の名称につきましても前回同様、記載してございます。

11ページが第2章でございます。こちらは、統計から見る障害者の状況や、令和6年度から令和8年度の3か年の期間における、計画に基づく施策の実施状況（見込み）を検証・評価し、次の令和9年度から3年間の施策展開に向けた課題を整理ということで章立てしております。1、障害者を取り巻く状況ですけれども、人口ですとか、障害者手帳所持者の推移というところで、令和8年分につきましてはこれから記載してまいります。



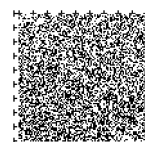
15ページ、2、前計画の実施状況ですけれども、前計画というのが現計画で、14項目ございます。実施状況及び評価課題ということで、こちらに記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて、30ページは、第3章「計画がめざす姿」ということで、計画の基本理念、施策展開の考え方（視点）、施策体系、重点目標などを示すほか、本計画期間中の行動コンセプトを定めます。こちらの計画ですけれども、31ページの中・長期的な展望に立って施策を推進するために、前計画の基本理念、行動コンセプト等を継承ということで、先ほど申し上げた基本理念を載せまして、2番目に行動コンセプト、今回「当事者の選択を支える」ということで、「選択」を支える環境整備、「選択」するための支援ということで載せております。

32ページ、3、施策展開の考え方ということで視点を3つ、当事者参加、相互理解、担い手支援というふうに載せておりますけれども、担い手支援の説明のところに、支援の担い手として「きょうだいを含む家族」を加えてございます。(2)世田谷版地域包括ケアシステムの視点というものを入れ込んでおりまして、イメージ図も載せてございます。

4、施策体系ということで34ページです。大項目は、これから出てくる条例の章立てとリンクしてございます。視点を載せて、関係性をこちらに表してございます。

5、重点的な取組みということで、9つの重点取組としております。その重点取組ですけれども、36ページから、背景・課題、取組の方向性、関連する施策番号ということで載せてまいりますけれども、関連する施策番号につきましては、これから反映してまいります。前回、様々意見をいただきまして、重点取組3、高次脳機能障害施策の充実というところに「教育」という言葉を入れたり、重点取組4、医療的ケア児・者の支援というところに「働き」という言



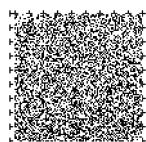
葉を入れたりしてございます。

45ページ、第4章「施策の取組」ということで、第4章では、第3章で定める施策の体系に基づき、各施策を構成する施策（事業）について、令和9年度から令和11年度までの3年間における施策展開の方向性や方策を定めてまいります。米印にもございますとおり、高次脳機能障害者支援に関する取組については、今後、掲載していく予定でございます。

46ページ、1、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消ということで、こちらの組立てとしてはそのタイトルがございまして、リード文があって、その下に柱1の施策イメージというイメージ図を載せて、中項目で(1)から載せております。その中に見出しとして、例えば、「選択」を支える、その下に関連するSDGs、その下に個別の項目を載せてございます。そういった組立て方にしております。いつもどおりです。

1につきましては、多様性の尊重が不可欠ということで、インクルーシブ社会の実現が求められているというところ。それから実態調査がございまして、そのときに希望する暮らしの実現に、周囲の人の障害への理解を求める声が最も多く上げられたということ、それから、約3割の方が仕事や日常の様々な場面で差別や偏見を感じた経験があるなど、課題が浮き彫りになっているという点。そのため、障害のある人となない人が同じ社会の一員として交流し、互いを認め合う相互理解の機会を充実させることが重要ということ。最後の段落のところには、本人の希望を尊重する意思決定支援の充実や、権利擁護体制の強化を図る必要があるということで、誰もが安心して相談できる体制を整備し、地域共生社会の実現を目指しますということで書き込んでございます。細かい項目は御覧いただければと思います。

続いて、54ページです。2、安心して暮らし続けることができる地域づくりということで、こちらは障害の重度化、高齢化、親亡き後の問題、一人暮らし



における緊急時の不安などを抱える区民が一定数存在しているということで、きめ細かな見守りや支援が欠かせないというところ。

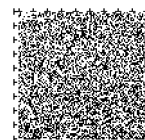
本区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、世田谷版地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいますということで、令和6年度に策定した総合計画に、今までの医療、介護・福祉サービス、住まい、予防・健康づくり、生活支援という5つの項目に、就労、教育、社会参加、防犯・防災を新たな要素として4つ加えたんです。伴奏体制の強化ということで、今回は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、実態調査でも不安の声が多かった災害時の避難体制・医療的ケアの確保など、安全・安心を支える仕組みの充実に取り組む必要があります。

ライフステージにわたり切れ目のない支援を提供することが重要なので、一人一人の状況とか、希望に沿った生活を選択・実現できる体制を構築する必要があります。実態調査でも介護者の高齢化、それから自分の時間が持てないといった家族の切実な悩みが浮き彫りになったということで、家族の離職防止策に加えて、18歳以上の障害者の通所施設利用後の居場所づくり、レスパイト事業の拡充など、当事者だけでなく介助する家族への包括的な支援の充実に取り組めます。

それから、人材の確保・定着は極めて重要なので、そちらもやっていきますということで記載してございます。

続いて、3、参加及び活躍の場の拡大のための施策ということで、86ページに進みます。

こちらはインクルーシブ社会の実現ということで、教育、就労を記載してございます。その他もございますけれども、教育ということで、せたがやインクルーシブ教育ガイドラインに基づき、支援の推進、それから就労面では、障害者の自立と社会参加に向けて、短時間雇用などの多様な働き方の促進が求めら



れているということで、実態調査では、一般就労に向けて仕事への適性が見極めや体験実習を希望する声が多くて、就労後も賃金面や体調変化への不安が課題として挙げられています。

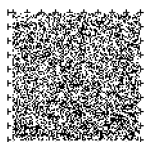
そのため、当事者が自らの意思に基づき、希望や適性に合った働き方が選択できるよう、様々、事業所見学、就労体験の場を拡充するとともに、就労から定着までを支える伴走型の支援を強化します。

それから社会参加なども重要ですが、余暇活動をしたくてもヘルパー等の支援者不足や居場所がないといった課題が浮き彫りになったので、そちらも身近でサポートする人材の育成・確保や活躍しやすい環境整備に取り組み、誰もが地域で充実した時間を過ごせる地域づくりを進めていきますと記載してございます。

続いて、4、情報コミュニケーションの推進のための施策ということで、障害者本人が自らの希望に基づく生活を選択し、自己決定を行うためには、前提として必要な情報に確実にアクセスし、円滑な意思疎通や意思表示ができる環境が不可欠です。

しかし、区の実態調査では、コミュニケーションを1人ではできないと答えた人が約3割、初めて行くところでは不安になるといった声も多く、社会全体に情報コミュニケーションの壁が残されている現状が浮き彫りになっています。特に、災害時において情報から孤立することは命の危機に直結するため、平時から多様なコミュニケーション手段を確保しておくことは喫緊の課題ということで、誰にとっても分かりやすい情報提供を行う等、障害特性に応じた情報バリアフリーを推進しますと書き込んでございます。

98ページに5、成果目標等ということで、(1)国が示す「障害福祉サービス等の基本的な指針」を載せてございます。100ページの(2)区が定める成果目標等は今後掲載予定でございます。



第5章「計画の推進体制」は、推進体制や進行管理について定めますということで、102ページ、103ページと記載がございまして、104ページ、2、計画の進行管理も御覧いただければと思います。

それから、第6章、第7章、第8章と今後掲載予定でございます。長くなりましたが、説明は以上です。

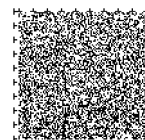
○部会長 御説明ありがとうございました。本当に多岐に渡っていますので、今、大事なところは御説明いただきましたが、御質問や御意見がおありの委員がいらっしゃいましたら、オンラインの委員も含めてお願いしたいと思います。お気づきのことがおありでしたら御意見をいただきたいと思います。

今皆さん検討中かなという感じですので私から。事務局には前にもお伝えをしたんですけれども、94ページの情報コミュニケーションの推進なんですけれども、情報コミュニケーションとか、情報への支援というと、どうしても今までは視覚障害とか聴覚障害の方への支援が注目されていたんですが、最近は知的障害の方とか、いろんな方に分かりやすい支援ということでコミュニケーションの手段が話題になっています。世田谷区はいろんな意味で、分かりやすい版なんかも作ってくださっていて、もう既に実践が進んでいるので、この表現では3つ目の段落の最後の文章、「誰にとっても分かりやすい情報提供」というところに知的障害の方への支援も入っているということなんですけれども、やっぱり知的障害の方にもいろんなことをやっているというのが明確に分かるような表現にさせていただいたほうがいいのではないかと私は思うのです。

委員、うなずいていただいているんですけれども、何か補足とかがあればお願いしてよろしいでしょうか。

○委員 世田谷区手をつなぐ親の会です。

知的障害のある方々に対して、分かりやすい形で情報を提供していただくことは、非常に重要だと考えています。



前回も申し上げましたが、世田谷区のホームページを確認したところ、色の変更や振り仮名表示など、さまざまな閲覧支援の機能が用意されていました。ただ、その機能にアクセスするためには「閲覧支援」というボタンをクリックする必要があり、知的障害のある方にとっては、この言葉自体が分かりにくく、気づきにくいのではないかと感じました。せっかく支援機能があっても、そこにたどり着けないとなれば、非常にもったいない状況です。

他の自治体のホームページを見ると、トップページに「色合い」「ふりがな」「やさしい日本語」など、より直感的で分かりやすい表記のボタンで支援機能が表示されている例もありました。こうした取り組みも参考にしながら、より利用しやすい形を検討していただければと思います。

○部会長 ありがとうございます。ホームページなどの新しい情報の提供の仕方があるあたりにも、ちゃんといろんな方がアクセスできるような配慮というのは本当に必要だなと改めて思いました。ありがとうございます。

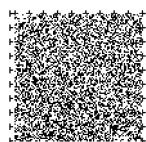
委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○委員 こんばんは、都立光明学園PTA副会長と申します。

もともとと同じ学年のお友達のママだったんですけれども、昨年お子様が亡くなってしまって、PTAという立場ではなくなってしまったんですけれども、ずっと仲がいいので、まだ交流を続けていまして、上にお姉ちゃんがいまして、娘と同じ二十歳のお嬢様なんです。今私がこういった協議会の場に参加しているというお話をさせていただいたら、ぜひ伝えてほしいということで、軽度知的障害がある二十歳の娘さんでして、ちょっとその方のお話を代読させていただいてもよろしいですか。

○部会長 お願いします。

○委員 娘は、知的障害特別支援学校高等部を卒業後、障害者雇用で企業に就職しました。時給は1236円、1日7時間、20日間勤務です。貯金をし、ランチ



代を管理し、習い事を続け、コスメや洋服を買うなど、自分の収入で生活を楽しむことができていました。しかし、残念ながら契約更新がされず、今年3月末で退職となりました。娘が希望する仕事はレストランやカフェでの接客です。人と話すことが好きで、お客様からありがとうと言ってもらえることが一番うれしいと話しています。企業就労を目指すため、就労移行支援事業所を何か所も見学、体験をしました。

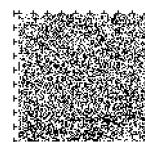
しかし、多くは講義の受講や軽作業が中心で、接客を希望する娘が力を伸ばせる内容ではありませんでした。

ようやく接客が学べる場所を見つけましたが、それは就労継続支援B型事業所でした。工賃は時給180円、6時間働いても1日1080円です。二十歳の若い女性が働くことに希望を持ち、自分で収入を得て生活を築き、将来に夢を持つにはあまりにも厳しい現実です。

また、親である私は支援をお願いする立場として、どうしても卑屈な気持ちになることがあります。働かせてもらっている、支援してもらっているという思いが先に立ち、本来であれば、娘の働く力や可能性について対等に話し合いたいのに、そのような関係になりにくい現状があります。

障害特性に応じた支援や合理的配慮を行いながら、できることを正しく評価し、その評価が工賃や賃金につながる制度へと見直していただきたい。働く力が正しく評価され、その努力が対価につながる制度へ、企業就労を目指す全ての人々が希望を持ち続けられるよう、B型事業所の工賃水準の見直しをお願いいたします。

こちらがお友達の思いでした。娘が二十歳同士ですので、仲よく遊びに行きたいとか、映画を見に行きたいとか、やっぱりあるんですけれども、うちの娘は普通の健常者ですので、やっぱり二十歳の大学生としたら、ネイルをしたり、髪の毛の色をカラーリングしてみたり、そういったものに興味があるの



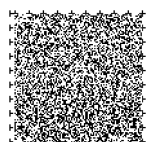
で、同じように遊びに行って、あれしよう、これしようとなかなか娘からも提案がしづらい。そういったコミュニケーションも取りにくい現状があったりするので、そういったこともちょっと頭に入れて、制度とかを考えていただければなと思います。ありがとうございました。

○部会長 とても貴重な御意見、ありがとうございました。就労継続支援B型の工賃ということも出ましたが、まず就労支援関係でしたら、委員、何か今の御意見にコメントをしていただけることはございますでしょうか。

○委員 どうもありがとうございます。切実な事例が御報告されたと思っています。今日のこの会議では、その事例についてどうこうというより、そこから発信された就労支援、あるいは働き方の支援の問題提起だと思います。

具体的には、この資料でいえば87ページの望むワークスタイルを実現するところに関わってくると思います。いろんな考え方があるので、例えばB型でも全体では利用期間の制約がありませんので、そこで何年間か体験をして一般企業に結びついていく方もいらっしゃる。もちろん工賃の金額だけで見ると、今まで企業就労されていたときと比べると非常に歴然な差があるのは事実だと思います。でも、もう一方で大体10%ぐらいの割合で一般就労に移行しているということは、そこで工賃を上げることと、体験を積んで一般就労を目指していくということは、支援する側、特に就労支援の支援者や機関が、その方の働きたいという希望を出発点としてどう組み立てていくかがすごく大事な気がいたします。

何を申し上げたいかという、そこでたまたま出会った働き方でその人の人生が規定されるのではなくて、その希望を実現するためにはどういう働き方がいいかということを時に時間をかけながら、就労継続支援B型に行ったら就労継続支援B型でoshiまいとか、一般就労でなければ働き方が実現できないかということでもなく、そこら辺をトータルに支援をしていく施策やサービスの在



り方が必要だという気がいたしました。細かいその方の事例については分かりませんが、今お話を伺って感じたところでございます。以上でございます。

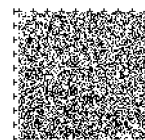
○部会長 ありがとうございます。本当に、今いただいたように、いろんな視点から関係者間で支援ができるといいのかなと改めて思いました。ありがとうございます。

○委員 聴覚障害者協会と申します。

就労のお話ですけれども、聞こえない立場でお話をさせていただきます。一般的に、聾学校または大学を卒業して一般企業に就労します。そこの一番の問題は、やはりコミュニケーションです。この問題があります。仕事の内容を説明されても、最初のところはまず支援をしていただけるんです、入ったばかりの頃は。でも、後々だんだん仕事の年数が長くなるにつれて、その支援をするのが面倒みたいな雰囲気が職場で起きてきます。聞こえない人たちで働いている人たちは、そういう職場に通い、働き続ける気持ちというのは本当に苦しいものがあります。その苦しさゆえに1年で辞めてしまうということもあります。

たまたま今渋谷にRONAスクールというところがあるんですけれども、そこは就労支援事業があります。仕事を辞めてしまった人がそちらに通いながら、また再就職、リハビリみたいな形で再就職につながるための教育、または会社に支援者が出向いて理解を求めるといったことをする事業もあるんです。ですが、そのあたりはやはりコミュニケーションという問題がありますので、上司だけではなく、周りの社員、同僚たちの理解も必要になります。社会にはいつもそれが求められていると思うんです。そのあたりを支援できたらありがたいなと考えております。よろしくお願いします。

○部会長 ありがとうございます。また、大事な御指摘をいただきましたの



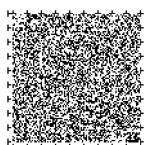
で、もし何かお気づきの委員の方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。

○委員 視力障害者協会です。

今の就労に関係しているところなんですけれども、またちょっと視覚障害者の情報提供をさせていただきます。私たちは全国団体で、社会福祉法人の日本視覚障害者団体連合（旧日盲連）という団体があります。そのほかに私たちの上部団体で公益社団法人東京都盲人福祉協会というのがあります。特に、この4月から日本視覚障害者団体連合としては、国家資格を有する、そして開業、ヘルスキーパーを目指す志のメンバーに向けて、鍼灸マッサージの訓練所を設けまして、ここで自信をつけさせるという試みを始めました。やっぱり自分たちの問題は自分たちの団体の中でも解決していこうということで、社会にもメッセージを出す以上は受け止めていかなきゃいけないということで、全国の会長が中心となりまして、今、若い人たちが学んでいます。

それから、2つ目として就労継続支援B型作業所の問題なんですけど、私たち東京都盲人福祉協会の就労継続支援B型作業所にパイオニアというものがあります。都盲協のホームページを御覧いただきますと分かると思います。これは例えば再生紙、点字の古紙とかを使って、はがきにしたり、封筒にしたり、ポチ袋にしたり、様々なものを取り組み、現在26名で働いています。今まで課題があったのは、ここに通勤するためには1人で単独歩行ができなきゃいけないということが、今度の作責の、責任者の考え方の中で、いわゆる重度障害の移動支援を使って行くことができたなら問題ないということで、昨年度は2800万円ぐらい売り上げました。これがちゃんと工賃に反映され、普通のところではあり得ない賃金が少しでも、東京都盲人福祉協会は頑張っています。

それから、新宿区から緑化作業ということで手入れを行ったり、また、点字を使って点字のメニュー、それから私たちは一番収入になるんですけれども、

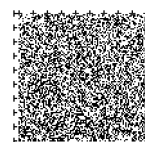


東京乗用旅客自動車協会といいまして、タクシーの一番後ろの座席のところに三角窓があります。ここに点字のシールが書いてあるんです。電話番号とかタクシー番号、様々なものについて視覚障害者が何とか情報保障をやろうということと、マッサージ、こういったものを取り組んでいきたいと思います。で、今、東京を中心に拡大して頑張っています。

おかげさまで、都盲協の収支は、昨年度、令和7年度は黒字収支ということで、初めてのプラスになりました。これが1つのきっかけになるかは分かりませんが、ここをたたき台として、就労することの自信をつけたメンバーに鍼灸マッサージのヘルスキーパー等で頑張ってもらおう試みという連携が、視覚障害の中では起きています。

それから今度は質問になります。情報コミュニケーションのところで確認を取りたいと思います。いろいろ資料を読ませていただき、視覚障害に対しての情報保障として、音声コード、音声版、点字等の普及を行うと書いてございます。聴覚障害の方については、情報コミュニケーションということで手話を学んでいきたいと思いますという取組の場面がかなり強化されたと思います。しかしながら、音声コードについてはまだまだ道半ばの部分があって、全ての所管の方が知っているわけではありません。前の推進協のときにも申し上げましたが、これからはスマートフォンを使って情報保障を得るという日常生活用具の一環に厚生労働省がお認めになられた以上は、この情報コミュニケーションというのが、視覚、聴覚、そしてほかの障害の方にとっても大事なツールのきっかけになると思います。

そのような意味で、職員研修も私の覚えている中では、もう10年以上、音声コードの研修会は行っていません。同様に外郭団体や区民への周知をやっていかないと、音声コードとは何ぞやということで知らない方も結構います。物品助成で、例えば点字のメニューとか様々なものを啓発していただいております



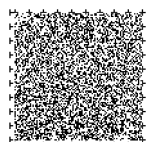
が、本当はこの後の2番目のところでお話ししようと思ったんですけども、実績を見ますと、去年点字が導入された商店は1件しかないんです。これでは全然普及には結びつかないと思います。それではやっぱり駄目だからこそ、誰もが当たり前に情報を得るための情報コミュニケーションは、視覚、聴覚、肢体不自由、そして様々な障害の方たちが関わり、総合学習へお邪魔したり、そして研修の場の人材育成ということも関わっていかないと、単に絵に描いた餅ではちょっと心配になってきました。

そのような意味で、この中に研修という言葉が使っておりますので、聴覚の方の見せ方は手話と打ち出すことができますが、視覚にとっては、聞いていてもなかなかインパクトがなかったということを私は心配しております。研修というのは誰にもできることだと思いますので、付け加えていただきたい、強化いただきたいとお願いしたいと思います。以上です。

○部会長 委員、就労に関しての情報提供ありがとうございました。それから情報保障との関係で、質問として音声コード、研修のことなどが出ましたけれども、何か事務局から補足はございますか。

○障害施策推進課長 委員、ありがとうございます。様々御質問というか、問題提起をいただきました。研修のこととか、日常生活用具への追加ということで御意見をいただきましたので、こちらにつきましては、うちの課としても検討しているところです。書き方につきましても、こちらでも書き込める部分は書き込んで提示してまいりたいと思います。とても大事な視点だったと思います。ありがとうございました。

○委員 掲載が間違っているんじゃないかなというのが、音声コードのことを音声と書いてあるんですよ。音声というのは、我々からいえば、デイジーとかCDというイメージなんです。ここは音声コードであれば、音声並びに音声コードという別物だということを意識していないと、全く同じものの扱いになっ



ているんです。前の推進協のときにも書き方が間違っていますよと私は指摘しました。ただ、修正されなかったんです。音声コードと音声版は違いますからね。これは分かることかなと思っていますので、これは区分けをしていただきたいと思います。

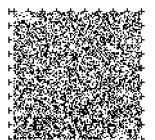
○障害施策推進課長 ありがとうございます。そちらにつきましても、また確認してまいります。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。

○委員 世田谷区重症心身障害児（者）を守る会です。よろしくお願いいたします。

41ページの重点取組6、地域生活を支える仕組みづくりで、重度障害者向けグループホーム等の整備などが取り上げてあります。また、「放課後等デイサービスと同等のサービスを含め」という部分に関しましては、今年度、令和8年7月から放課後等デイサービスの自己負担を区から支援していただき、大変感謝しております。新しい取組に進んでいただきましたことは、とてもありがたいことだと思っています。ありがとうございます。

それ以外のところでここに載っていないのが、「グループホーム等の整備」ともありますが、私たち医療的ケアを必要とする子どもが多い重心者の家族は、睡眠も細切れで、しっかり体を休めることもできない生活を日々送っております。その中で、家庭の中で生活をするために短期入所の充実をお願いしたいと思います。19歳の誕生日が来るまでは、世田谷区は国立成育医療研究センターにもみじの家ができましたので、かなり医療的ケアの受入れもあり、病院と併設していることもあって、安心・安全に利用することができています。18歳になってから、成人期になってからの短期入所施設が今のところなかなかなく、ここの建物の東京リハビリテーションセンターさんも一応受入れはありますが、人工呼吸器や重い障害の方はお断りが続いています。そういう、今受



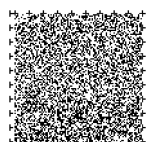
入れができていない施設の部分をぜひ充実させていただきたいと思っております。

あと、その次のページ、重点取組7、人材確保・定着・質の向上のところですよ。やはり人材不足というのはどの職種においてもあると思うのですけれども、いろんなこういうサービスを進めていただくためには、やはり人がいないとなかなか進まないというのが現状であると思います。世田谷区はとてもいい大学がたくさんあると思うんです。あと、専門学校も、広尾病院の看護専門学校も松沢病院敷地内に仮校舎としてあったりして、そういう大学や専門学校などの医療機関との連携なども取っていただいて、若い世代から障害特性の理解などを進めていただいて、人材確保につなげていただければと思います。

あともう1点、日本国内の中ではとても賄えないだろうというところで、今は外国人材の確保にも着目しなくてはいけないのかなと思っております。例えば、世田谷区は大蔵住宅跡地のところに参入されました三篠会さんは、もう外国人材を受け入れて、突然こういう私たちみたいな障害者に直接入ることは、やはり理解特性がないと厳しいと思いますので、まず最初は老健などに入って、いろんな実習なども交えて経験を積んで、様々な学びや理解が進んだ後に、障害者の施設に配置されるという事例も実際にございます。そういうことを考えましたら、人材確保という部分もかなり広い形で多くの人材を確保できるのではないかなと思いましたので、補足までに伝えさせていただきます。以上です。

○部会長 委員、また貴重な御指摘、いろいろありがとうございました。18歳の壁というのはいまだに大きいんだなと思いましたが、外国人材のこと。

○委員 手話通訳を見ながら資料を一緒に見るのは難しいので、何ページかが分からなくなってしまう。パンフレットの中に、先ほど委員が言っていた音声と同じという動画、手話コード、パンフレットにも動画が載っていて、そ



れを入れるように進めてほしいなと思っています。聞こえない人もやっぱり文字を読むのが分かりにくい、苦手な方がいらっしゃいますので、そういう人向けには、手話動画が出るようなQRコードなどでできる方法で広めてほしいなと思っています。以上です。

○部会長 委員、また大事な情報をありがとうございました。

ほかにこのプランの関連について、何かお気づきの委員の方がいらっしゃいましたら、お願いをしたいと思います。

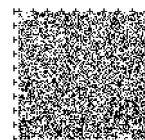
○委員 先ほどのお話とも重なる部分がありますが、知的障害のある方の中でも、支援が非常に難しい強度行動障害のある方への支援は本当に大変で、行き場がないという状況が最近の報道でも取り上げられています。

重点取組6（41ページ）の「重度障害者向けグループホーム等の整備」の項目では、「強度行動障害など特に支援を必要とする方」と記載されていました。本来であれば、強度行動障害をもっと大きく、独立した重点項目として取り上げていただきたいほど重要な課題だと感じています。ただ、さまざまな背景があって現在の重点取組の構成になっているとのことですので、その点は理解しております。

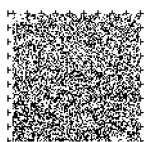
とはいえ、強度行動障害のある方の御家族は非常に困難な状況に置かれています。グループホームから受入れを断られるだけでなく、短期入所についても医療的ケア児者と同様に受入れが難しいケースが多くあります。重点項目として大きく掲げられていなくても、こうした深刻な課題については、しっかりと取り組んでいただきたいと強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

○部会長 考え方としては入っているのかもしれないんですけども、やっぱり明記してあるのとないのとではまた随分違うかなみたいに思いますので、委員、ありがとうございます。

○委員 成年後見制度のことなんですけれども、51ページ、52ページにいろい



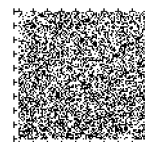
る内容が書かれておりますけれども、私たちは保護者がもう本当に高齢化して
いっているので、成年後見制度を使いたいなとほとんどの人が思っています。
その使い方なんですけれども、やはり法定後見人の方を使われている方が、と
てもいろいろ不自由があって困っているということをよく聞いております。今
回、成年後見制度も改定されるということで、今までは、法で一回決まっちゃ
うと一生替えられないということだったんですけれども、特に何かない限りと
いうことで。ですけれども、今回は替わることができるというふうになったの
で、とても安心はしているんですけれども、ただ、そこで行われた法制審議会
民法部会みたいなのがあったみたいなんです、その中に当事者関係の方の
委員が見当たらないのがちょっと気になりまして、それで内容のほうを見てい
たときに、身体障害者の意思決定というところが議題になっていたんです。そ
の中の最後のところで、重度の身体障害により意思疎通が著しく困難である者
の成年後見制度の利用に関して、民事法制において規律を設けることが適当で
あるか否かについては慎重に検討する必要があることから、本文では、重度の
身体障害により意思疎通が著しく困難である者の法定後見制度の利用及び任意
後見制度の利用に関して規律を設けることとするか否かについては、引き続き
検討するものとなっていまして、その中に保護者、親が意思を決定する、子ど
もの意思疎通ができない子の意見として親が代弁するということは認められな
いのではないかというふうな言われ方が入っていました。うちの子もそうなん
ですけれども、意思疎通なんていうものはとてもできなくて、ですけれども、
成年後見はつけたいと思っています。そういう保護者の方は結構いらっしゃる
と思います。身体障害に限ってこういうふうな意見を言われるというのはとて
も悲しいことですし、親が代弁しなくて誰がするんだというふうに思うところ
もあります。ですので、国がこういうふうに出してきた、もし出してきたとし
ても、区では、成年後見制度に関して、親の意見もしっかり受けていただき



いなと思いますので、どうかこれからの制度上、こういったことが出てきましたときには、対応していただきたいと思います。

○障害福祉部長 実は私、6年前まで生活福祉課長だったので、成年後見のことをよく知っているんですけども、当時から議会でも、成年後見は、認知症高齢者が増えていくんだから、どんどんどんどん積極的に推進するべきだという意見と、成年後見制度って実を言うと使いづらいですね。委員がおっしゃられたとおり、一度決めると、裁判所が決めますので、むしろデメリットもあるんだから、しっかりとそういうデメリットもあるということも伝えて慎重に進めるべきだという真逆の質問を受けたことがちょうど同じタイミングであって、どっちもどっちというか、言っていることはそのとおりだと思います。

確かに成年後見制度はこれまで必ずしも万全ではなかった部分があると思いますので、ただ一方で、これは国の制度ですから、ある程度自治体としては国が決めたことに当然準じて対応する必要があるとは思いますが、先ほどおっしゃったとおり、実際成年後見は区から社協に委託してやっておりますので、ある意味実態に対応して、社協も今いろいろやって、積み上げてきている部分があると思うんですよ。成年後見制度とは直接リンクしていませんけれども、終活支援センターなどもできておりますので、当然、高齢者がメインターゲットではあるとは思いますが、やっぱり障害者のいわゆる親亡き後のことをしっかりと考えた上での、区として、成年後見利用促進計画もつくりましたけれども、そこでは、両論併記みたいな形で、私も記憶がありながら、できる限り進めるべきだけれども、いわゆる制度の必ずしも万全ではない部分もしっかりと踏まえた上で対応すべきだみたいなことをちょっと書いた記憶がございまして、そのことをすごく今強く思いました。当事者の御家族が、成年後見制度自体は重要なんだという思いも分かりますので、そのいわゆるバランスをどう取っていくかというのは、まず、生活福祉課が考えるべきなんですけれど



も、障害福祉部として、障害者の当事者のことも考えた上での運用の在り方をしっかりやっていただくよう、今日の議論も踏まえて、しっかり伝えた上で、区としてもその点を踏まえて対応すべきかなと思います。

○委員 成年後見制度についてですが、2年後から制度が変わり、必要なときに利用し、必要なくなればやめることができる仕組みになると聞いております。継続的に支援が必要な方もいらっしゃると思いますが、不動産の売買など重要な場面だけ利用することも可能になると理解しています。

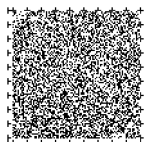
成年後見終了後の生活支援については、53ページの25番にある地域福祉権利擁護事業（あんしん事業）が担うことになると思います。こうした日常生活の支えは、今後さらに需要が大きくなると考えています。報道によると、今後は認知症や障害のある方だけでなく、身寄りのない高齢者もこの制度を利用できるようになり、ますます利用者が増えることが予想されます。

こうした状況を踏まえると、社協だけで担い続けられるのか、大きな不安があります。制度改正後の需要増をしっかりと見据え、十分な体制整備を検討していただきたいと考えております。

○部会長 大事な御指摘ありがとうございました。身寄りのない高齢者については、新しい第二種社会福祉事業ということで、新日常生活自立支援事業みたいな検討が結構進んできているかなと思うので。

あと、さっき委員がおっしゃった親が代わって決めるはないんだけど、でも、やっぱり親の意見や家族の声を尊重してチームで決めるみたいなことになっていると思いますので、決して親をないがしろにしているなんていうことではないので、どんどん言っていっていただきたいなと、今お聞きして思いましたが、ありがとうございます。

○委員 今の成年後見の話の中で、特に難しいなと思うのは、権利条約を批准した関係で、国連がいろんなことを言ってくる。国際的な基準でいくと、自己



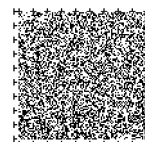
決定は大前提にあって、成年後見制度はあまりよくないというふうな評価が出たというのをちらっと聞いたことがあります。それは意思決定支援の問題とすごく絡んでいて、本人の意向というのをどれぐらい酌むことができるのかを客観的にはかる手段がないので、すごく混乱しがちだと思うし、本人の意思がないというふうに言っちゃっていいのかなというのは、いまいち分からないなというのは僕自身が思っています。それを代弁する人によって本人の生活が大きく変わってしまうというのも怖いなと思いつつも、でも、そうせざるを得ない状況も分からなくもない。だから、すごく慎重に議論を進める必要があるのかなと。

僕自身も、親との対立というのが常にあって、幸い自分の意思を伝えることができたので、けんかをしながら、何とか自分の暮らしというのを考えて実践してこれたと思っているけれども、それができない人も実際にいるわけで、誰が代弁者なのかというのは、イコール親だけではないというか、親が全てではないのかなというのは考慮しながら進めてほしいというか、何を言っているかという、難しいですけども、分かりますか。そういう気持ちを分かっていただけでもうれしいです。理屈じゃなくて、自分らしい暮らしとか、多様な暮らしとか、そのことを実現したときには、やっぱりこういうふうに関係性から悩んで、苦しんでいくことでしか前に進まないのかなと思っています。この計画自身についていえば、これを全部実現できたら、本当にいいなと思うし、やっていかなきゃいけないなと感じます。

○部会長 意思決定支援についても結構いろんな実践がある中で、厚生労働省もガイドラインを変えるみたいに言っていたりするので、進んでいると思いますので、ありがとうございます。

○委員 東京都自閉症協会と申します。私から2点お願いしたいというか。

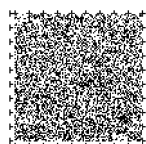
まず1点目は、69ページと84ページに障害児通所支援施設の整備誘導、児童



発達支援・放課後等デイサービスの質の向上ということで、放課後等デイサービスが特に不足しているという量的な問題と、84ページでは施設数が増加し続けており、質の担保が課題ということが、質と量の課題が両方書いてございます。放課後等デイサービスにつきましては、昨今の調査で、就労継続支援B型作業所にパイオニアとか、そういう福祉施設、ほかも含めて最も不正受給が多いのが放課後等デイサービスであったという発表もなされておりますし、あとは、そういった質が担保できていなくても、量が不足しているために、質の悪いところも淘汰されずに、親が選ぶ余地なく空いているところに預けざるを得ない、保護者が就労を諦めないためには、質がどうであっても子どもをお願いせざるを得ないという状況が発生しております。こちらの中に質と量の課題の解消というものを盛り込んでいただけたことは大変ありがたいんですけれども、具体的にどういう施策で実現していくのかということも併せて反映していただければなというのが1つ目でございます。

もう一つが、78ページ、112番の教育相談の充実というところでございます。「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる学校教育相談体制」とございますが、スクールカウンセラーに関しては、東京都からの派遣のカウンセラーが週1、区からの派遣のカウンセラーが週1、それぞれ違うカウンセラーが週に1回ずつしか来ないという現状になっております。それでは子どもの継続的な問題の把握ですとか、支援というのは現状難しいということで、派遣していただいているけれども、なかなか効果が上がりづらい現状というのがあります。スクールソーシャルワーカーに関しては、保護者のほうが存在がよく分かっていないというケースもあるように見受けられます。

加えて、こちらに記載はないんですけれども、各校に必ず特別支援コーディネーターというのが配置されているはずです。これは学校の主となる担当の教員、先生が担当されるものなんですが、この先生は必ずしも経験豊富とか、そ



ういうことに関わりなくコーディネーターになられているケースもありますし、担任とか、そういったほかの業務と兼任ですので、特別支援コーディネーターとしてどれだけの力が割けるかという、現状とても難しいという現場の先生のお声も聞いております。特別支援コーディネーターがどういうことをしてくれるのか、実際どういうコーディネートをしてくれるのかということを保護者の方も御存じないということで、せっかく仕組みがあってもうまく機能していないという現状がありますので、そういった周知ですとか、区からの派遣のもうちょっと充実というのも踏まえて施策を考えていただければなというのが2点目です。以上です。ありがとうございます。

○部会長 ただいま大事な御指摘、ありがとうございました。

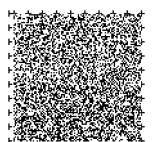
教育関係のことが出ましたが、委員、何かございますか。

○委員 青鳥特別支援学校校長です。

都立ということで、区との関係というところで、また自治体によっても違いますし、うちも世田谷区だけでなく目黒区、また状況によってはほかの区とも関わっているところです。

また、特別支援学校の関わりとしては、本校は高等部単独校ということなので、主に高等学校のほうの支援をしているところがあります。小中学校段階ですと、世田谷区は光明学園が窓口となってやっているところです。

おっしゃるように、特別支援学校側のコーディネーターの育成については、かなり時間もかけて専門知識のある方がやられているんですが、他方、学校側はというと、それも大事なんですけれども、それ以外にもたくさんやられることがあってということで、御苦労されているという話は聞いています。ですが、コーディネーターが全部背負い込むのではなくて、つなぐことが大事なんだということで、こちらからも働きかけているところではあります。ただ、今、御指摘があったような御意見、思いというのを特別支援学校側も受け止め



ながら、また内部でやることをやっていきながら、そのためにもしっかりと区と連携していければと思っているところです。

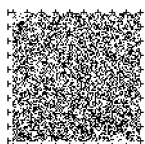
あと、併せて人材育成の話がありましたけれども、学校現場も同じような状況で、まだ東京都は教員を確保できているだけでもいいのかもしれないんですけれども、例えば年度途中でいろんな休みに入られた先生方の補充が特別支援学校でも十分できている状況ではないところで、今、人材育成に物すごく、東京都としても採用するところからかなり力を入れているところがあります。でするので、やっぱり経験の少ない方が増えているので、本当に一緒に育成していくという視点もまた持っていただきながら、共に歩んでいければと思っておりますので、そのこのところも付け加えさせていただきます。ありがとうございます。

○部会長 大事な御指摘ありがとうございました。

それでは、大事な御意見をたくさんいただいています、まだ何かお気づきの委員の方がいらっしゃるかと思うんですが、もう一つ大事な今日の議題として、障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の改正素案をつくっていただいていますので、こちらの御説明をまたお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料2を御覧いただければと思います。こちらは時間がございますので、まず、主旨1から3の改正の方向性につきましては、前回も御説明したとおりでございます。

4の条例改正の内容でございます。別紙とありますけれども、資料の3ページ以降です。こちらに新旧対照表がございますので、こちらを御覧ください。右側に改正概要、真ん中に改正前、左に改正後ということで表を作っております。内容、4ページを御覧ください。第8条の2ということで意思決定支援の実施に関して区と障害福祉サービス事業者等を対象に努力義務をするという条文を加えてございます。こちらは、総合支援法において障害福祉サービス事

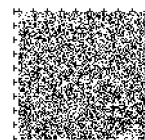


業者や相談支援事業者等に対して、障害者等の意思決定の支援に配慮することが規定されているところが、改正後の条例では、区と総合支援法における障害福祉サービス事業者、児童福祉法に定めるサービス提供を行う事業者云々というふうに書いていますけれども、そこに対して意思決定支援に配慮し、その実施に努めることを規定する内容となっています。こちらは事業者の定義がとても長くなってございまして、少し読みにくくなっています。こちらは3行目のところ、括弧書きがすごく長くあるんですけれども、この事業者の定義につきまして、第2条に置くことができないかということで、法規部門と今調整を行っているところでございます。

次に、同じ意思決定に関する支援というところで、飛んでしまいましたが、6ページを御覧ください。第15条の2として、意思決定支援に関して区が施策を講ずることと条文に加えてございます。区が施策を講ずるものとする項目について、こちら第3章以降にまとまっていますので、このようなつくりになってございます。先ほど8条の2で定義しました障害福祉サービス事業者等が、意思決定支援の実施のために必要な施策を区が講ずることについて定めるものになっております。

それで、ここの文言の中に15条の2「区は、障害者等の自分らしさ及び自己決定権が尊重され」とあるんですけれども、この「自分らしさ」という文言、一般的には使わない表現ではないかと御意見をいただきました。こちらは削除をする方向で今調整してございます。

次に、またちょっと戻っていただいて4ページ、下から3行目の「区政への参加及び参画」ということで、第8条の3として条文を加えるものでございます。区が政策を検討、決定する過程において、障害がある人をはじめ、多様な立場の人々が主体的に関わることができるよう環境の整備に努めることを定めております。例えば手話通訳ですとか、要約筆記の配置、オンライン参加の導



入などの参加手段、こちらの確保を図るということで、障害者等が参加、参画できる環境づくりに努めるようなことを想定してございます。こちらについては、条文だけでは環境整備のイメージが伝わりにくい、少し抽象的ではないかといった御意見をいただいているところです。なので、少し言葉を加えたいということで考えているところです。ただ、条例としての文言のルールがございしますので、どこまで具体的に文言を加えられるか、今調整してございます。

続いて、6ページの3行目を御覧ください。国連勧告にある自立した生活及び地域社会への包容に関して、第15条に新しく3項を加えて、ひとり暮らし、家族との同居、グループホームの利用など本人の希望に応じて選択されるべきものがあることを前提に、自らが選択した地域での生活の実現に向けて区が取り組むことを定めるものでございます。

それでは、また2ページにお戻りください。

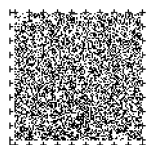
最後に、今後のスケジュール（予定）をこちらに記載してございます。これは前回お示ししたものと変更はございません。

長くなりました。御説明は以上でございます。

○部会長 御説明ありがとうございました。先ほど出た意思決定支援などについても条例の中でしっかり盛り込んでいただいて、新しい流れがかなり盛り込まれているのではないかと私は感じましたが、この条例の改正に関して、何かお気づきの方、お願いしたいと思いますが。

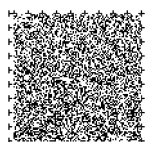
それでは、もし今、すぐ何かお気づきのことがなければ、後で事務局のほうにメールでも書面でも提出をしていただけるかと思っておりますので、すぐにこのことをというのがなければ、そういう形ででも御提出をお願いできればと思います。オンライン参加の方も……。

○委員 ちょっと教えてもらいたいんですが、我々視覚障害者にとっては、同行援護問題というところで時間数の問題が非常に私にも相談が寄せられてい



て、各保健福祉課にいろいろこういう理由で時間数を増やしてほしいというような仕事が私はすごく多くなりました。その理由は、例えば今の条例の中にあった場合、世田谷区の場合だと同行援護の支給時間数が、御自身が単身者並びに障害当事者の御夫婦である場合は60時間という上限を定めていただいています。ただ、60時間では足りないということになったとき、いつもこの話で、保健福祉課に誰々がこういう理由で時間数を増やしていただきたいということが長年にわたって続いています。それで、私はこのときに、当然セルフプランでおつくりになられたり、相談支援事業所だとか、またぼーとさんとか、中には同行援護の事業所が間に入って、御本人にどうしたいかというようなモニタリング的なものをつくって、いろいろやっているんですね。ただ、この場合は、じゃ、今だったら、今後、そういう方たちが何時間とかと決めるわけではないと思いますが、予算の範囲の中でやれるようにしていかないと、エンドレスに同行援護が使えるんじゃないかなと思ってしまう当事者が出てくると思うんですよ。

並びに世田谷区の場合は、地域支援事業があったり、そして65歳の壁である介護への移行とか、私も相談員を今8期目で、やらせていただいていますけれども、いろんなことを説明しています。ただ、これは単なる個人の尊重に基づいて、いつでもどこでも誰もが自由に当たり前に好きな時間を使っていいよという解釈になってしまったとき、これは予算の問題にはならなくなってしまうよね。ほかの自治体との絡みとか、国、そしてやっぱり私たち視覚障害者は、何回も申し上げているんですが、移動の困難と情報の困難が最大の二大テーマなんです。これをどうやっていくかになっていくことによって変わってくるので、この条例が新しくなり、そして来年の4月から始まることになったとき、単に見せ方でどれだけみんなが使えるかなというような説明の場とかいろんなことをやったり、今後の見せ方、伝え方は、シンポジウムであったり、



いろんなことをやっていかなきゃいけないということと、やっぱり隣に副会長がいますけれども、ぽーととかのいわゆる自立支援協議会も含めた様々なテーマをしていかないと、視覚障害はすごく頭を痛めていまして、今後どのようにしていくのかなというのは、ちょっと言葉だけでは伝わらないんですね。もう少し何か具体的な資料を入れるとか、文言の中に例えば附則とか何かを入れるとかというような工夫ってできないものなんでしょうか。今の時点ではまだ分からないと思うので、次回の推進協もまたこのテーマになるかと思えますから、そこまでに工夫していただきたいなという要望があります。以上です。

○部会長 では、次回までに今のことについても御検討いただいてということによろしいでしょうか。

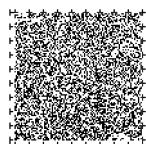
○委員 はい。

○部会長 ほかにぜひという方がいらっしゃらなければ、あと報告事項も用意をしていただいているんですが、終了時間も近づいているのですけれども、事務局、お願いいたします。

○障害施策推進課長 では、報告ですので、手短に申し上げます。資料3と資料4、併せてでございます。

資料3につきましては、令和7年度の実績報告ということで、国の障害福祉サービス等、こちらは指針が定められて、毎年、成果目標及び活動指標ということで報告してございますので、お時間があるときに御覧いただければと思います。資料3-1から3-3までつけてございますので、御確認いただけたらと思います。

資料4につきましては、差別解消に関する取組み状況及び令和8年度の取組み予定ということで、こちらと同じように7月頃、毎年御報告しているものでございます。件数としても31件ということで、簡単に申し上げますと、2ページ目を御覧いただくと、相談者別ということで、当事者が約7割、22件、御家

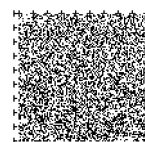


族が6件、約2割というところですよ。障害種別のところで、令和6年度よりも多くなったというのが、発達、精神、高次脳のところが結構増えているところでございます。

あとは具体的な事例ということで、フィットネスジムからのメール、フィットネスジムはかなりこういった事例が増えてございます。それから、私立学校への対応ということで、合理的配慮に関するところでございます。後ほどお目通しいただけたらと思います。事務局からの説明は以上です。

○部会長 1点、私はこの事例1なんかを見ると、障害当事者の方と事業所との間にうまく入って調整をしていただいているみたいな新しい流れが差別というようなところに限らずできているみたいに思いましたので、ぜひまたじっくり御覧いただければと思いますが、報告事項等の関連で何かすぐこのことをという委員の方がいらっしゃればですが、なるべく早くお願いします。

○委員 障害理解の促進のことについて伺います。前々回かな、委員から世田谷区は現在障害理解ということで12月に行われる区民ふれあいフェスタ、様々なイベント等を展開していただいて、これはとてもいいことだと思っています。そのほかに、3年越しで世田谷たがいちがいプロジェクトというのをメインとしてやっています。ただ、私もふれあいフェスタの実行委員長をやっておりますが、たがいちがいプロジェクトは予算がついておりますけれども、これの促進が残念ながら去年に比べて弱いと思っているんです。去年の今頃は小学生等の子どもさんたちに夏休みに向けてのプロジェクトが展開されていきました。ところが、たがいちがいプロジェクトは、何年間続けられるのか分かりませんが、このままで消えてしまうのか、それともこれだけの大きなものを取り組んだ以上は、世田谷区は今後の展開をどうするかということはやっぱり大事なことなんですね。今、分かっている範囲で結構ですから、たがいちがいプロジェクトの今後の展開を教えてください。お願いします。



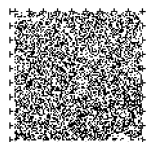
○障害福祉部長 では、私のほうから。たがいちがいプロジェクトに関しましては、ヘラルボニーというところと、アートを通じた障害理解の促進ということでやっております。一応当初の目標としては、今年度で終わる予定だったんですが、先ほど委員からありがたいお言葉をいただいて、少しずつなんですが、広がりというか、皆さんの反応が結構いいものですから、来年度以降も何かしらの形で続けていきたいと思っておりますけれども、予算があまりなさそうですが、ただ、限られた予算であっても、たがいちがいプロジェクトの継続版的なものは、皆様の御意見も伺いながら、区としては続けていきたいと考えております。また、先ほどの条例改正もありますので、条例も実を言うと、当事者の方も知らない人が結構多いんですけれども、ちょっとショックなんですけれども、本当はふだん障害者とあまり関連がない一般区民の方にも条例をさらに広げたいという目的でやっていたんですけれども、当事者の方も知らない方が意外というのがありましたので、まずはその裾野を広げていきつつということで、たがいちがいプロジェクトも、多分今年度はそれなりの金額をかけてやっていたんですけれども、来年度以降はしっかりと何かしらの形で続けていきたいと思っています。

○部会長 ということですから、ぜひいろんな声を上げていかなくتهはいけないかと思ひますので、お願いします。

○委員 今日の御意見とか、議論を伺ひまして、改めて障害のある方たちの意見を尊重して、暮らしを地域全体として支えていくことの大切さを考えております。

私は専門が子どものこととございますので、子どもについてということで、成長の過程であるからこそ、年齢とか、成長に合わせて子どもの意見を表明できるといった機会を大事にしていきたいと考えております。

また、世田谷区の自立支援協議会で副会長もさせていただいておりますの



で、この件につきまして、当事者や御家族、関係機関の皆様の声を大切にしながら、今後も連携してまいりたいと思います。本日はありがとうございます。

○部会長 委員、無理をお願いしましたが、ありがとうございました。自立支援協議会との連携も本当に大事になってくるので、よろしくお願いをいたします。

それでは、今日まだ御発言いただけていない委員の方、オンライン参加の委員の方も含めて申し訳ございません。また次回もいろんな御意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、事務局からお願いいたします。

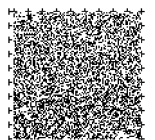
○障害施策推進課長 皆様、本日は様々な御意見をいただきましてありがとうございました。また、こちらのほうを反映させていただきたいと思います。

事務連絡が3点ございます。1点目は、意見提出のお願いです。今、先生がおっしゃってくださったように、何か御意見がございましたら、7月21日の火曜日まで受け付けてございますので、よろしくお願いいたします。お送りいただくのは、ファクスですとか電子メールで御提出いただければと思います。

2点目です。本日の議事録は出来次第、また事務局のほうから送らせていただきますので、そちらのほうも御確認いただければと思います。

最後、3点目ですけれども、次回の日程でございます。8月の下旬を予定してございます。決まり次第、また御連絡、御案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

追加でもう一つなんですけれども、実は9月なんですけれども、このインクルージョンプランと条例についてのシンポジウムを9月25日金曜日の18時30分から、ちょっと遠いんですけれども、玉川せせらぎホールのほうで開催を予定してございます。ぜひ御予定いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。ありがとうございます。



○部会長 ありがとうございました。シンポジウムには委員や私なども参加を
させていただく予定になっておりますので。

あとほかに何か情報提供とか、あるいはこのことを発言しそびれたというよ
うな委員の方がいらっしゃいましたらば、まだ若干……。大丈夫でしょうか。

それでは、今度8月下旬ということですので、議事録の確認なども含めてよ
ろしくお願いいたします。今日も本当に貴重な御意見をたくさんいただけて、
まだ言いそびれてしまった委員の方もいらっしゃるかも知れず大変恐縮なんで
すけれども、本日はこれで障害施策推進協議会は閉会とさせていただきます。
本当にいろいろありがとうございました。

オンライン参加の委員の方もありがとうございました。お疲れさまでした。

午後8時7分閉会

